平成２８年（フ）第１６号
長崎県松浦市調川町下免145―11、住民票上の住所福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3923番地516
債務者　江田　澄美（旧姓上川）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月22日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２８年（フ）第１０４２号
東京都町田市金森１丁目19番８―402号
債務者　加治しのぶ
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１３６号
沖縄県うるま市石川873番地１　リバーストーン301
債務者　藤野夕夏里（旧姓島本）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第６０７０号
東京都江東区東砂３丁目16―５―202
債務者　小林　真子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６６２９号
東京都品川区豊町２丁目10―９　高沢荘Ｄ号室
債務者　田村　嘉規
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第９７２号
東京都小平市小川町１丁目173番地の１メルベーユ305号
債務者　松村　　一
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月12日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２１３６号
横浜市青葉区鴨志田町561番地１　パインドエル金子405
債務者　江田夏津稀（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１９４号
横浜市緑区霧が丘６丁目６番地14　キリガオカコーポ201号
債務者　木村　嘉明
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２０１号
横浜市磯子区滝頭１丁目２番23号　林ハイツＢ棟101号
債務者　石川　絵美
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２０７号
神奈川県藤沢市長後1245番地　サンハイツ渋谷２―203
債務者　大場香世子
1　決定年月日時　平成28年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２５１号
静岡県掛川市高御所1621番地グロワール106、前住所静岡県掛川市高御所1697番地アーリアヒルズイースト101
債務者　古川　貴善
1　決定年月日時　平成28年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第２９５号
静岡県磐田市壱貫地168番地６養護老人ホームとよおか、前住所静岡県磐田市森下672番地５
債務者　原　　貞夫
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３８９号
静岡県浜松市中区幸１丁目１番１―805号アーバンシティ浜松幸
債務者　鎌田　　薫
1　決定年月日時　平成28年10月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第１１号
山形県東置賜郡高畠町大字高畠1351番地の６
破産者　二瓶　正照
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第３４８号
静岡県浜松市北区細江町三和130番地の16
破産者　有限会社三浜商事
1　決定年月日　平成28年10月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係